旭川市立東五条小学校

学校いじめ防止基本方針

平成２６年４月
（令和３年４月改定）

【目　次】

はじめに　1

第１章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

１　いじめの防止等の対策に関する基本理念

２　いじめの理解　2

(1)いじめの定義

(2)いじめの内容

(3)いじめの要因

(4)いじめの解消　3

(5)いじめの重大事態

第２章 学校が実施するいじめの防止等の取組　4

１　本校のいじめの実情及び令和元年度の目標（指標）

２　児童が主体となった取組の推進

３　学校いじめ対策組織の設置

４　いじめ防止の取組　5

５　いじめの兆候の早期発見と積極的な認知　6

６　いじめの対処　7

７　いじめの解消　8

早期発見・事案対処マニュアル　9

いじめ発見・見守りチェックシート　10

いじめ発見・観察ポイント（保護者用）　11

８　いじめの重大事態への対応　12

９　いじめの防止等に関する機関,保護者等との連携　12

１０　インターネットを通じて行われるいじめへの対処,　12

保護者との連携　12

１１　学校いじめ防止プログラム　13.14

主な相談窓口　15

はじめに

いじめは，いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では，これまでもいじめは決して許されない行為であるとの認識のもと，いじめられている子供がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子供にはその行為を許さず、毅然と指導するとともに，どの子供にも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上，その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は，人間関係のもつれ等に起因しているため，児童や教職員，保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え，家庭や地域と連携し，学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため，本校においては，「いじめ防止対策推進法」に基づき，「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。)」等を参考に，いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに，学校いじめ対策組織を設置し，いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第１章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

１　いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは，全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は，全ての児童が安心して学校生活を送り，様々な活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わず，いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また，全ての児童がいじめを行わず，いじめを認識しながら放置することがないよう，いじめの防止等の対策は，いじめが，いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて，児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて，いじめの防止等の対策は，いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，学校，市，教育委員会，家庭，地域住民その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

２　いじめの理解

(1)いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます。）では，いじめを次のように定

義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのでなく，いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ，法の定義の下に判断し，対処します。

第２条　この法律において「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 ２　この法律において「学校」とは，学校教育法第１条に規定する小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。 ３　この法律において「児童等」とは，学校に在籍する児童又は生徒をいう。 ４　この法律において「保護者」とは，親権を行う者（親権を行う者のないときは，未成年後見人）をいう。

(2)いじめの内容

具体的ないじめの態様としては，次のようなものがあります。

○　冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる。 ○　仲間はずれ，集団による無視をされる。 ○　軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。 ○　ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。 ○　金品をたかられる。 ○　金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。 ○　嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。 ○　パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる。　など

(3)いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては，次の点に留意します。

○　いじめの芽は，どの児童にも生じ得る。 ○　いじめは，単に児童だけの問題ではなく，大人の振る舞いを反映した問題でもあり，家庭環境や対人関係など，多様な背景から，様々な場面で起こり得る。 ○　いじめは，加害と被害という二者関係だけでなく，観衆の存在，傍観者の存在や，所属集団の閉鎖性等の問題により，潜在化したり深刻化したりする。 ○　児童一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ，学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり，いじめが起こり得る。

○　児童の発達の段階に応じた，人権に関する正しい理解，自他を尊重する態度，自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ，互いの違いを認め合い，支え合うことができず，いじめが起こり得る。

(4)いじめの解消

いじめが解消している状態とは，少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。ただし，必要に応じ，いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア　いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは，少なくとも３か月を目安とする。

イ　いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において，いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5)いじめの重大事態

重大事態とは，法第２８条第１項により次のとおり規定されています。

ア　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第２章 学校が実施するいじめの防止等の取組

１ 本校のいじめの問題に係る実情及び３年度の目標（指標）

昨年度（令和２年度）実施の「いじめの把握のためのアンケート調査」では，「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答した児童は100％でしたが，「いやな思いをしたとき，誰にも相談しない」と回答した児童は2％いました。

そこで，本校においては，「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答する児童の割合をこれからも100％，「いやな思いをしたとき，誰にも相談しない」と回答する児童の割合が0％となることを目指します。

２ 児童が主体となった取組の推進

ア）児童自らが，いじめの問題について，主体的に考え，いじめの防止を訴える取組を児童会を中心に進めます。〈「いじめ・非行防止の宣言」の取組〉

イ）児童会を中心とした取組を行う際に，全ての児童が，いじめ防止の取組の意義を理解し，主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。

３ 学校いじめ対策組織の設置

（１）学校いじめ対策組織の構成

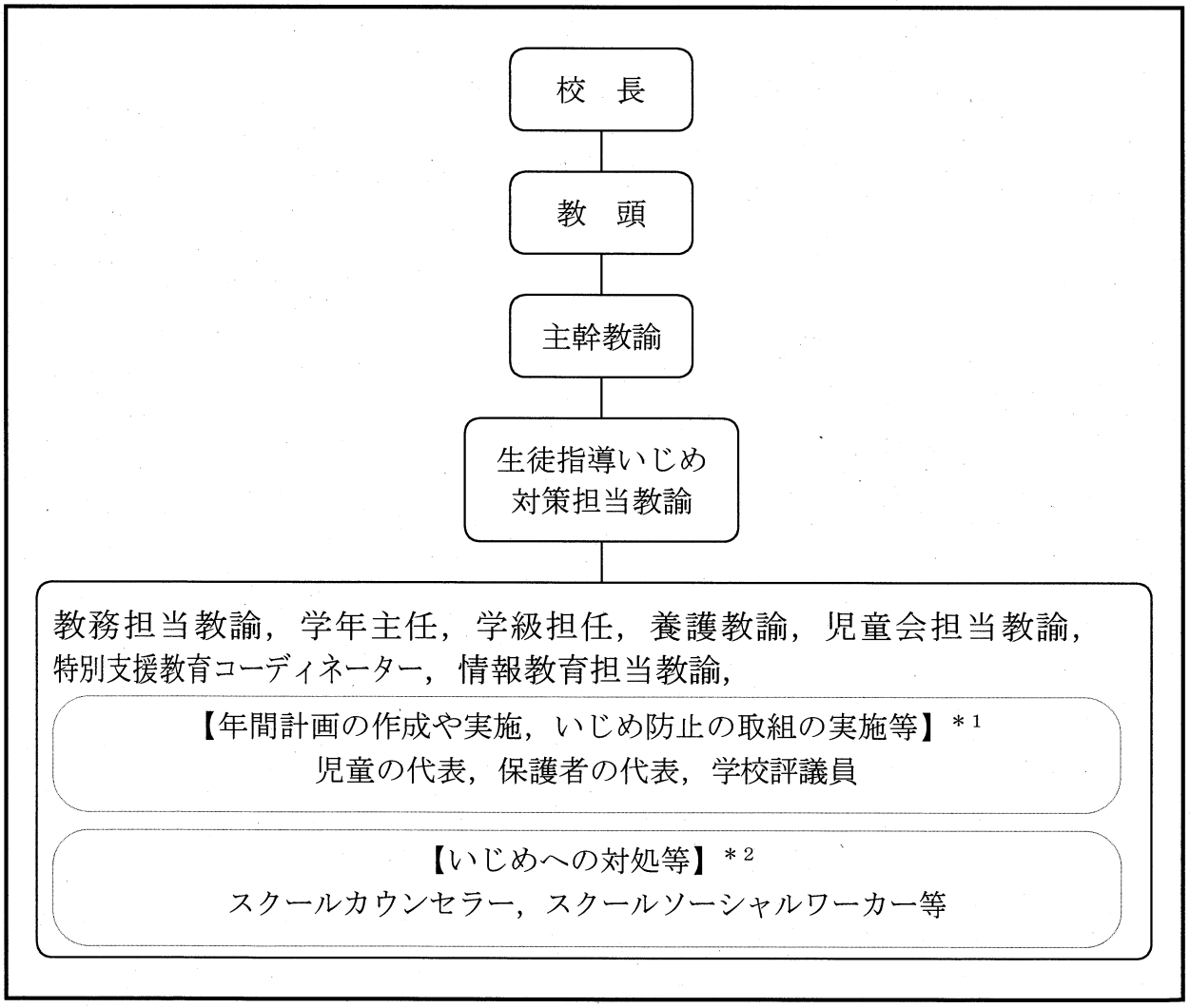

（２）学校いじめ対策組織の役割

①未然防止

ア）いじめが起きにくい，いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア）いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ）いじめの早期発見・事案対処のための，いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有

ウ）いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があったときには緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有，及び関係児童に対するアンケート調査，聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ）いじめを受けた児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施

③学校いじめ防止基本方針に基づく取組の推進

ア）基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成，実施，検証，修正

イ）いじめの防止等に係る校内研修の企画，計画的な実施

ウ）学校いじめ基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

４　いじめ防止の取組

（１）いじめの防止のための措置

本校では，児童がいじめに向かわないよう，社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに，自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。

また，本校では児童に対して，傍観者とならず，学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

そのため，いじめの防止に向け，次の取組を進めます。

①いじめについての共通理解

ア）いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点について，職員会議や校内研修において周知し，教職員全員の共通理解を図ります。

イ）いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに，児童用「学校いじめ防止基本方針」を作成・配付し，学校いじめ対策組織の存在や取組について，児童が容易に理解できるような取組を進めます。

②いじめに向かわない態度・能力の育成

ア）教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や，読書活動・体験活動などの推進により，児童の社会性をはぐくむ取組を進めます。

イ）幅広い社会体験，生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに，自分の存在と他者の存在を等しく認め，互いの人格を尊重する態度を育てます。

③いじめが生まれる背景と指導上の注意

ア）いじめの加害の背景には，人間関係のストレスをはじめ，学習の状況等が関わっていることを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう，一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努めます。

イ）教職員の不適切な認識や言動が，児童を傷付けたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方には細心の注意を払います。

④自己有用感※1や自己肯定感※2を育む指導の充実

ア）教育活動全体を通じ，児童が活躍でき，他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての児童に提供し，児童の自己有用感を高めるよう努めます。

イ）自己肯定感が高まるよう，困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。

ウ）自己有用感や自己肯定感，社会性などは，発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ，小・中学校間で連携した取組を進めます。

※1　自己有用感･･･他者との関係の中で「自分は役に立っている」など，自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

※2　自己肯定感･･･「自分はよいところがある」，「自分は○○ができる」など，自らを積極的に評価できる感情

5　いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

本校では，いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し，たとえ，ささいな兆候であっても，早い段階から複数の教職員で的確に関わり，いじめを軽視することなく，積極的に認知します。

①日常の観察やふれあい活動，定期的なアンケート調査，「いじめ発見・見守りチェックシート」*P10参照の活用，教育相談の実施などにより，いじめの早期発見に努めるともに，児童が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。

②児童及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口*P15参照について周知し，いじめについて相談しやすい体制を整備します。

6　いじめの対処

本校では，いじめを発見又は通報を受けた場合，特定の教員で抱え込まず，直ちに学校いじめ対策組織において情報を共有し，組織的に対応します。

（1）いじめの発見・通報を受けたときの対応

①遊びや悪ふざけなどいじめと疑われる行為を発見した場合，その行為を止めさせます。

②いじめを受けた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。対策組織の計画に基づき，日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」*P10参照の活用など，いじめの再発や新たないじめが起きないよう見守ります。

③児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに警察等関係機関と連携し，適切な援助を求めます。

（2）いじめを受けた児童及びその保護者への支援

①いじめを受けた児童から，事実関係の確認を迅速に行い，当該保護者に伝えます。

②いじめを受けた児童の見守りを行うなど，いじめられた児童の安全を確保します。

③必要に応じて，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部専門家の協力を得て対応します。

（3）いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言

①いじめを受けたとされる児童からも事実関係の聴取を行い，いじめがあったことが確認された場合，いじめを止めさせ，その再発を防止します。

②いじめを行った児童が抱える問題など，いじめの背景にも目を向け，健全な人格の発達に向けた指導を行います。

③事実関係の確認後，当該保護者に連絡し，以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに，継続的な助言を行います。

（4）いじめが起きた集団への働きかけ

①いじめを傍観していた児童に，自分の問題として捉えさせ，いじめを止めさせることはできない場合でも，誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。

②学級全体で話し合うなどして，いじめは絶対に許されない行為であり，根絶しようという意識を深めます。

【いじめ対策組織による対処】

○ いじめを受けた児童及び保護者への支援　○ いじめを行った児童及び保護者への指導・助言

○ 周囲の児童への指導　○ スクールカウンセラーの派遣要請

○ 関係機関への相談（教育委員会，旭川市子ども総合相談センター，旭川児童相談所，警察等）

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学校	□組織体制を整え，いじめを止めさせ，安全確保及び再発を防止し，徹底して守り通す。 □いじめの解消の要件に基づき，対策組織で継続して注視するとともに，自尊感情を高める等，心のケアと支援に努める。	□いじめは，他者の人権を侵す行為であり，絶対に許されない行為であることを自覚させる等，謝罪の気持ちを醸成させる。 □不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等，いじめに向かうことのないよう支援する。	□いじめを傍観したり，はやし立てたりする行為は許されないことや，発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 □自分の問題として捉え，いじめをなくすため，よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	□家庭訪問等により，その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 □今後の指導の方針及び具体的な手立て，対処の取組について説明する。	□迅速に事実関係を説明し，家庭における指導を要請する。 □保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。	□当該児童及び保護者の意向を確認し，教育的配慮の下，個人情報に留意し，必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

○いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断（解消の要件についてはP8～参照）

7　いじめの解消

本校では，単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく，少なくとも，いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや，その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し，面談等により確認します。

学校は，いじめの解消に向け，次の取組を進めます。

①学校は，いじめが解消に至っていない段階では，いじめを受けた児童を徹底的に守り通し，その安全・安心を確保します。

②いじめが「解消している」状態とは，あくまでも一つの段階に過ぎないため，いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ，「いじめ発見・見守りチェックシート」*P10参照を活用するなど，児童や学級等の観察を注意深く続けます。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握】

○ いじめを受けた児童や保護者
○ 学級担任
○ 児童アンケート調査や教育相談
○ 学校以外の関係機関や地域住民
○ 周囲の児童や保護者
○ 養護教諭等学級担任以外の教職員
○ スクールカウンセラー等の相談員
○ その他

⬇

【いじめの報告】（いじめ対策組織会議の開催）

○ 把握者→（学級担任等）→生徒指導いじめ対策担当教諭→教頭→校長

⬇

【事実確認及び指導方針決定】（いじめ対策組織における協議）

□事実関係の把握
□いじめ認知の判断
□指導方針や指導方法の決定
□対応チームの編成及び役割分担
□全教職員による共通理解
□SCや関係機関との連携の検討

⬇

【教育委員会への報告】

【いじめ対策組織による対処】

○ いじめを受けた児童及び保護者への支援
○ いじめを行った児童及び保護者への指導・助言
○ 周囲の児童への指導
○ スクールカウンセラーの派遣要請
○ 関係機関への相談（教育委員会，旭川市子ども総合相談センター，旭川児童相談所，警察等）

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学校	□組織体制を整え，いじめを止めさせ，安全確保及び再発を防止し，徹底して守り通す。 □いじめの解消の要件に基づき，対策組織で継続して注視するとともに，自尊感情を高める等，心のケアと支援に努める。	□いじめは，他者の人権を侵す行為であり，絶対に許されない行為であることを自覚させる等，謝罪の気持ちを醸成させる。 □不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等，いじめに向かうことのないよう支援する。	□いじめを傍観したり，はやし立てたりする行為は許されないことや，発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 □自分の問題として捉え，いじめをなくすため，よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	□家庭訪問等により，その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 □今後の指導の方針及び具体的な手立て，対処の取組について説明する。	□迅速に事実関係を説明し，家庭における指導を要請する。 □保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。	□当該児童及び保護者の意向を確認し，教育的配慮の下，個人情報に留意し，必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

○ いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断（解消の要件についてはP３参照）

⬇

【再発防止に向けた取組】

○ 原因の詳細な分析
□事実の整理，指導方針の再確認
□スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用

○ 学校体制の改善・充実
□生徒指導体制の点検・改善
□教育相談体制の強化
□児童理解研修や事例研究等，実践的な校内研修の実施

○ 教育内容及び指導方法の改善・充実
□児童の居場所づくり，絆づくりなど，学年・学級経営の充実
□道徳の時間の充実等，児童の豊かな心を育てる指導の工夫
□分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導，自己有用感を高める指導など，授業改善の取組

○ 家庭，地域との連携強化
□教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開
□学校評価におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
□児童のＰＴＡ活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

いじめ発見・見守りチェックシート

年　組　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　東五条小学校いじめ対策組織

朝の会・帰りの会	□遅刻・欠席・早退が増えた。 □顔色，雰囲気などが普段の様子と違う。 □表情がさえない，おどおどしている，うつむいていることが多い。 □イライラして，物にあたる。
授業の開始時	□一人遅れて教室に入る。 □泣いていたり，泣いた形跡がある。 □机の上や中が汚されている。 □机や椅子が乱雑にされている。 □周囲が何となくざわついている。 □座席が替わっている。
授業中	□特定の児童の名前が何度も話題になる。 □グループ分けや班活動で孤立しがちである。 □配付物がきちんと配られない。 □発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 □冷たい視線が注がれる。 □教科書やノートに落書きされる。 □保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	□職員室や保健室に頻繁に行く。 □先生の近くに居ることが多い。 □特定の児童を避ける動きが見られる。 □一人でぽつんとしている。 □特定の児童を囲むように児童が集まる。 □遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 □格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 □侮蔑の言葉が特定の児童に対して向けられる。 □集団でトイレに行って，なかなか出て来ない。
昼食（給食）時	□配膳すると嫌がられる。 □食べ物にいたずらされる。 □望まないおかずを多く盛られる。 □食べ物を他人に取られる。 □グループから外れて一人で食べる。
清掃時	□嫌な作業をいつもやらされる。 □最後まで一人で作業をやらされる。
放課後	□急いで一人で帰る。 □先生に何か言いたそうにしている。 □他の児童の分まで荷物を持たされる。
その他	□成績が急に下がる。 □服が汚れていたり，不自然な乱れがある。 □理由がはっきりしていないあざや傷がある。 □日記，作文，絵画，答案等に気になる表現や描写がある。 □持ち物に落書きされたり，靴や傘を隠されたりする。 □教室の壁や掲示物に，あだ名や悪口などを落書きされる。 □悪口を言われても，愛想笑いをする。 □人権を無視したようなあだ名を付けられる。

＜別紙＞

いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

いじめが発見されにくい原因の一つは，お子様が，保護者に心配をかけたくない，いじめられていることが恥ずかしい，いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え，事実を隠そうとすることにあります。

しかし，いじめられているお子様の言動には，何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば，いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に，少しでも気になることがあれば，担任の先生や学年の先生などに相談しましょう。

第１段階　観察しましょう

□「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
□兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
□保護者への反発が強くなる。
□食欲がない。
□寝言などでうなされることがある。
□勉強に身が入ってないように見える。
□帰宅時に洋服が汚れていたり，破れていたりする。
□最近，よく物をなくす。
□学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言
い，具体的に答えない。
□メールやブログ等を今まで以上に気にする。
□友達から呼び出される。
□頭痛，腹痛を訴え，登校を渋る。
□学校のノートや教科書を見せたがらない。
（＊教科書への落書き，破れ）
□保護者の前で宿題をやろうとしない。
（＊プリントへの落書き，破れ）
□学校行事に来ないでほしいと言う。
□学校からのプリントを見せない。
□放心状態でいることがよくある。
□何もしていない時間が多い。
□倦怠感，疲労，意欲の低下が見られる。
□無理に明るく振る舞っているように見える。

第２段階 いじめられている可能性を疑い，学校に相談しましょう

□「行ってきます」「ただいま」を言わない。
□気分の浮き沈みが激しい。
□兄弟姉妹にあたることが増える。
□理由もなくイライラする。
□食欲が無くなり，家族と一緒に食事をしない。
□成績やテスト結果が急に下がる。
□制服や衣服の汚れが顕著になる。
□物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
□学校のことを詳しく，具体的に聞こうとすると怒る。
□メールやブログ等を見ようとしない。
□いたずら電話がよくかかってくる。
□ちょっとした音に敏感になる。
□友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
□親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
□学校や友達の話題を避けるようになる。
□持ち物への落書きがある。
□衣服，制服，靴などを親の知らないところで自分で洗う。
□原因不明の頭痛，腹痛，吐き気，食欲低下等の身体症状が見られる。
□登校を渋る。
□身体を見せたがらない。
□外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

第３段階　学校と連絡を取り合って対応しましょう

□急に誰かを罵ったりする。
□かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
□身体に理由のはっきりしない傷跡があり，隠そうとする。
□身体にマジックによるいたずらがある。
□急に友達関係が変わる。
□友達から頻繁に呼び出される。
□学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
□悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
□部活動を休むことが多くなり，急にやめると言い出す。
□学校を転校したいと言い出す。
□金遣いが荒くなったり，保護者の金を持ち出したりするようになる。
□以前では考えられないような非行行動が見られる。
□自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
□日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。

8　いじめの重大事態への対応

学校は，いじめの重大事態が発生した場合，国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処します。

（1）学校は，重大事態が発生した場合，速やかに教育委員会に報告します。

（2）教育委員会が，学校を調査の主体とすると判断した場合，既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において，調査等を実施します。

（3）重大事態に至る要因となったいじめについて，事実関係を可能な限り明確にします。

（4）調査の進捗状況等及び調査結果は，いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し，適時，適切な方法で情報を提供します。

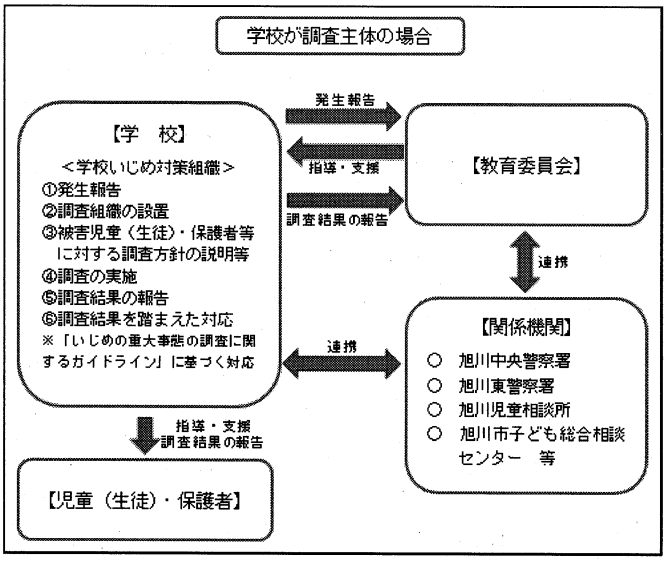

9　いじめの防止等に関する機関，保護者等との連携

本校では，関係機関や保護者，地域等と連携して，いじめの防止等に関する取組を実施します。

（1）学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては，保護者や児童の代表，地域住民などの参画を得て進めるよう努める。

（2）いじめへの対処に当たっては，必要に応じて，学校いじめ対策組織に，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応する。

10　インターネットを通じて行われるいじめへの対処，保護者との連携

（1）情報モラル教育を進めるとともに，保護者に対して啓発を行います。

（2）学校ネットパトロールを実施し，早期発見に努めます。

（3）不適切な書き込みを発見した場合は，保護者との協力，連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに，必要に応じて，関係機関に適切な援助を求めます。

Ⅴ　学校いじめ防止プログラム

□ は，未然防止の取組　⬚ は，早期発見の取組

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
教職員	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の学校ホームページでの公開 ・児童，保護者への説明内容の検討 ○ふれ合い活動の推進（通年） ○学校ネットパトロール（毎月実施）	○学校いじめ防止対策組織会議 ・いじめ撲滅集会の計画及び運営 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討 ○校内研修（1） ・児童理解研修① ・児童の実態交流及び個に応じた指導の在り方	○道教委いじめ問題への取組状況の調査① ○教育相談①	○学校いじめ防止対策組織会議 ・1学期の取組の点検・評価 ・2学期の重点検討 ・校内研修（3）の内容検討及び準備 ○小中連携　9年間を見通した学習・生活のきまり等交流	○校内研修（2） ・児童理解研修② ○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加	○学校いじめ防止対策組織会議 ・旭川市生徒指導研究協議会の内容についての還流 ・前期の取組についての点検・評価 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討 ○校内研修（3） ・児童の自己肯定感や自己有用感を高める指導の充実について ・児童アンケートや各種調査結果の活用
児童生徒	○学校いじめ防止基本方針の説明 ○学習及び生活の基礎づくり ・学習規律，学習習慣 ・基本的な生活習慣　等 ○いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」 ・子ども総合相談センター 等	○いじめ防止の理解を深める学習①(学級活動・道徳の時間) ○ボランティア活動の実施	○児童アンケート調査① ○いじめ・非行防止強調月 ○児童会活動「いじめ防止スローガンの作成」 ・いじめの撲滅に向けて①	○道教委いじめアンケート調査① ○子ども理解支援ツール「ほっと」の実施		○いじめ防止の理解を深める学習(学級活動・道徳の時間)
家庭・地域	○保護者懇談会 ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関わる啓発 ○学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開 ○チェックリストの活用（通年） ○いじめに関わる情報収集（通年）	○学校運営協議会 ・学校いじめ防止基本方針等の説明		○1学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日　等	○「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	○小中連携 ・授業参観　等	○学校いじめ防止対策組織会議 ・アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析 ・学校評価における点検項目についての検討 ○道教委いじめ問題への取組状況の調査③ ○教育相談②	○学校いじめ防止対策組織会議 ・2学期の取組の点検・評価 ・3学期の重点の検討 ○学校評価 ・いじめの防止等に関わる取組にいての点検	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価の結果の分析 ・いじめ防止に係る学年集会の内容の検討 ○校内研修（4） ・児童理解研修③		○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価等を踏まえた，学校いじめ防止基本方針等の見直し ・1年間の取組についての点検・評価 ○校下小中学校との連携 ・進学に伴う情報交換　等
児童生徒	○いじめ・非行防止強調月間②	○児童アンケート調査②	○道教委いじめアンケート調査② ○児童会が中心となる活動 ・いじめの撲滅に向けて② ○中学校生徒会による入学説明会		○児童アンケート調査③	
家庭・地域			○2学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日　等		○学校運営協議会 ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本方針に関わる協議 ○学校関係者評価の実施	○3学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日　等

主な相談窓口

□　旭川市子ども総合相談センター
＜住　　所＞　〒070-0040　旭川市10条通11丁目
＜電話番号＞
代　表　　０１６６－２６－５５００
子どもホットライン　０１２０－５２８５０６（こんにちはコール）
＜受付時間＞
月・木　　８：４５～２０：００
火・水・金　８：４５～１７：１５

□　子ども相談支援センター（北海道教育委員会）
＜住　　所＞　〒060-8544　札幌市中央区北３条西７丁目道庁別館８階
＜電話番号＞　０１２０－３８８２－５６
＜受付時間＞　毎日２４時間

□　子どもの人権１１０番（旭川地方法務局）
＜住　　所＞　〒078-８５０２　旭川市宮前１条３丁目３番１５号（旭川合同庁舎）
＜電話番号＞　０１２０－００７－１１０（ぜろぜろなな の ひゃくとおばん）

□　少年相談１１０番（北海道警察本部）
＜住　　所＞　〒060-8520　札幌市中央区北２条西７丁目
＜電話番号＞　０１２０－６７７－１１０
＜受付時間＞　月～金　８：４５～１７：３０

□　旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）
＜住　　所＞　〒078-8231　旭川市豊岡１条１－３－２４
＜電話番号＞　０１６６－３１－５５１１
＜受付時間＞　月～金　９：００～１６：００

□　法テラス旭川
＜住　　所＞　〒070-0033　旭川市３条通9-1704-1
TKフロンティアビル6F
＜電話番号＞　０５０－３３８３－５５６６

※　スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。
学校へお問合せください。
旭川市立東五条小学校　　１０１６６－２６－０２９５